

## 第 1 回水道事業及び公共下水道事業経営審議会 議事録

<b>会議名称</b>	第 1 回水道事業及び公共下水道事業経営審議会
<b>開催日時</b>	令和 2 年 2 月 5 日（水） 15 時 00 分～16 時 50 分
<b>開催場所</b>	横須賀市役所本庁舎 3 号館 3 階 302 会議室
<b>出席委員</b>	加 瀬 綾 子 委 員 宇 野 二 朗 委 員【委員長】 鎌 田 素 之 委 員【委員長職務代理】 本 多 大 委 員 葛 西 あや子 委 員
<b>傍聴者人数</b>	2 人
<b>事務局</b>	上下水道局長、経営部長、技術部長、総務課長、経営料金課長、経理課長、計画課長、給排水課長、水道管路課長、管路維持担当課長、水道施設課長、浄水課長、下水道施設課長、水再生課長
<b>主な議事</b>	1 開 会 2 委嘱書交付 3 委員紹介 4 上下水道事業管理者挨拶 5 出席職員紹介 6 委員長選出 7 諮 問 8 議 事 (1)水道事業及び公共下水道事業経営審議会の運営について (2)今後の全体スケジュールについて (3)横須賀市上下水道事業の概要説明 (4)水道事業・下水道事業マスタープラン（2011～2021）の現況説明 (5)その他 9 閉 会
<b>配布資料</b>	資料 1 水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員名簿 資料 2 水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例 資料 3 審議会等の設置及び運営に関する要綱 資料 4 水道事業及び公共下水道事業経営審議会の会議の傍聴に関する要領 資料 5 今後の全体スケジュールについて 資料 6 横須賀市水道事業・下水道事業の概要 資料 7 水道事業・下水道事業マスタープラン（2011～2021）の現況

下欄に掲載するもの	議事録要約	要約した理由	発言や審議内容をわかりやすく示すため
審議経過	<p><b>1 開会</b>  <b>【経営部長】</b>  定刻となりましたので、ただ今から第1回水道事業及び公共下水道事業経営審議会を開会いたします。</p> <p>私は、委員長選出までの間、本日の司会を務めさせていただきます上下水道局経営部長の三守(みかみ)と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に沿い、審議会を進行します。</p> <p><b>2 委嘱書交付</b>  ○長島上下水道局長から各委員へ委嘱書を交付</p> <p><b>3 委員紹介</b>  ○各委員の紹介</p> <p><b>4 上下水道事業管理者挨拶</b>  <b>【上下水道局長】</b>  上下水道局長の長島でございます。よろしく願いします。</p> <p>委員の皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>上下水道は、市民生活や経済活動に欠くことのできない、社会インフラとしての使命がございます。</p> <p>健全な水道・下水道を未来の世代に繋いでいくために、これからの横須賀の上下水道事業のあるべき姿について、委員の皆様にはそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただければと思います。是非よろしく願いします。</p> <p>2年間という、長期にわたる審議会となりますが、よろしく願いいたします。</p> <p><b>5 出席職員紹介</b>  ○上下水道局出席職員の紹介</p> <p><b>6 委員長選出</b>  ○水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例第4条の規定に基づき、委員の互選により宇野委員が委員長に選出されました。</p> <p>○水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例第4条第3項の規定により、宇野委員長が鎌田委員を委員長職務代理に指名しました。</p> <p>○宇野委員長及び鎌田委員長職務代理から就任の挨拶</p>		

**【宇野委員長】**

横浜市立大学の宇野と申します。

この度は、委員長ということで、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

水道・下水道というのは、都市にとって街にとって基本的なサービスです。街のにぎわいというのは、人がそこに集って様々な経済活動を行い、暮らしていくことによってもたらされます。そのとき、水があつてトイレが整備されていないと現代的な生活をすることはできませんし、また、街の活動で汚れた水をそのまま海や川へ流しては、豊かな生活はできません。

他方で、人口がますます減っていくことは避けることのできない状況となっています。これまでは、人口が伸びていく中で、増えていく人口をどのように支えていくのかということがテーマになって、いろいろな制度ができてきましたが、これからは人口が減少していく中でもサービスを持続可能なものにしていくことがテーマとならなければなりません。そうした意味では、まったく新しい段階に入った水道・下水道の計画を考えていかななくてはいけない時期に来ています。

この審議会においては、そうした新しい時代において、この横須賀市の生活の基盤をしっかりと整えていくことを皆さんと議論していかなければいけないと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

**【鎌田委員長職務代理】**

関東学院大学の鎌田と申します。

私は横浜市 of 関東学院大学で、横須賀ではないのですが、大学の 50m 先は横須賀市です。また、住まいも横浜で横須賀ではないのですが、かれこれ 10 年くらい横須賀市の委員を務めさせていただいて、それなりに横須賀の上下水道は理解しております。

宇野先生からもありましたが、これから水道・下水道は厳しい時代になってきますが、非常に歴史ある横須賀の水道・下水道を持続的に発展できるようにしっかり議論して、良い審議会にできるようにしていきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**7 諮問**

○上下水道局長が諮問書（水道事業及び公共下水道事業の事業計画並びに水道料金及び下水道使用料等の体系及び水準について（諮問））を読み上げ、宇野委員長に手渡した。

**【上下水道局長】**

水道事業・下水道事業の経営環境は厳しさを増しています。有収水量は人口減少などの影響により減少傾向が続く一方、老朽化した施設の維持管理や更新、災害・

危機管理対策の強化など、多くの課題に取り組んでいく必要があります。

上下水道局では、基本計画である「水道事業・下水道事業マスタープラン（2011～2021）」を策定し、経営目標である「いつでも安心して使える止まらない水道・下水道」を実現するための取り組みを進めていますが、令和3年度（2021年度）で計画期間は終了となります。

市民の良好な生活環境を守るとともに、経済活動を支える重要な社会インフラとしての役割を果たしていくため、持続可能な水道事業・下水道事業を実現するための取り組みを引き続き進めていかなければなりません。

については、令和4年度（2022年度）を初年度とする新たな事業計画と合わせ、その財源となる水道料金・下水道使用料等の体系及び水準について、答申をいただきますよう諮問します。

○諮問後、上下水道局長退出

## 8 議事

### (1) 水道事業及び公共下水道事業経営審議会の運営について

○議事から宇野委員長に進行を依頼しました。

【宇野委員長】

それでは、議事に入ります。

始めに「(1) 水道事業及び公共下水道事業経営審議会の運営について」です。

審議会を運営していくにあたり、その前提となる関係規定・ルールを、事前に確認しておきたいと思います。

まずは事務局から、資料により説明をお願いいたします。

○経営料金課長が資料2から4により説明

【宇野委員長】

ありがとうございました。

ただ今の説明にありましたとおり、条例第7条では、「この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。」とされています。皆様の同意を得て、私が定める具体的事項につきましては、「資料3 審議会等の設置及び運営に関する要綱」のうち、第8条から第12条までに相当する事項、また傍聴につきましては、「資料4 水道事業及び公共下水道事業経営審議会の会議の傍聴に関する実施要領」に相当する事項と考えられます。事務局の見解をお聞きします。

【経営料金課長】

委員長の見解どおりです。

【宇野委員長】

それでは皆様、当審議会は、この規定に記載のとおり運営することとしてよろしいでしょうか。想定にない状況がある場合には、改めて協議したいと思います。

【委員一同「異議なし」の声】

【宇野委員長】

ありがとうございます。ご異議等無いようですので、議事を進めていきたいと思えます。

それではここで、事務局に本日の審議会開催状況の報告を求めます。

【経営料金課長】

本日は委員5人が出席されております。「水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例」第5条第2項に規定する「委員の半数以上の出席」となり、会議の開催は成立しています。また、傍聴人は2人の方が傍聴されています。

【宇野委員長】

ただ今事務局から、本日の会議の開催が成立している旨の報告がありましたので、引き続き議事を進めます。

## (2)今後の全体スケジュールについて

【宇野委員長】

次に「(2)今後のスケジュールについて」です。

事務局から、関係資料により説明をお願いいたします。

○経営料金課長が資料5により今後のスケジュールを説明

【宇野委員長】

ありがとうございました。

今後については、事務局案に沿って進めたいと考えますが、審議の進捗状況によっては、追加開催が必要となる可能性があります。その際には、委員の皆様と協議のうえ、会議を招集することになりますので、ご了承願います。

それでは、ただ今説明のありました「今後の全体スケジュールについて」ご意見・ご質問等はありませんでしょうか？

○特に意見等なし

【宇野委員長】

特にないということですので、議事を進めたいと思います。

### (3)横須賀市上下水道事業の概要説明

【宇野委員長】

続いて「(3)横須賀市上下水道事業の概要説明」です。

事務局から、関係資料により説明をお願いいたします。

○経営料金課長が資料6により横須賀市上下水道事業の概要を説明

【宇野委員長】

ありがとうございました。

それでは、ただ今説明のありました「横須賀市上下水道事業の概要」につきまして、皆さまご意見・ご質問等がありますでしょうか。

初めの資料ですので、基本的なことなどありましたら、お願いいたします。

【加瀬委員】

27 ページの水道管の経年化について説明がありましたが、先月横浜市において大規模な漏水事故の報道がありました。また、和歌山市においても、結果的には断水には至りませんでした。漏水による大規模な断水予定が報道されていました。横須賀市の水道も水道管の経年化が進んでいるという事は、同様の事故が既に起こっているのか、また起こる可能性が高いのか現状について教えてください。

【計画課長】

横浜市において1月9日に起こった漏水事故や、和歌山市の断水予告の原因となった漏水は、いずれも経年管が原因と考えております。横須賀市においては、資料に記載してあるとおり、経年化が進んでいますが、横浜市のような大規模な事故は起こっていません。ただ、経年化が進んでいますので、大規模な事故が起きらないように、これまでの使用実績や管種に応じた耐用年数をもとに管の交換を行い、漏水事故を未然に防止したいと考えています。

【宇野委員長】

管をできるだけ長寿命化にしようという動きと、経年化すると壊れてしまうという動きの両方があると思いますが、(横須賀市の経年化率の)35%は中核市と比べてどうですか。経年化管はどれくらいあると理解していますか。

**【経営料金課長】**

現在、中核市との比較の資料は持ち合わせていませんが、横須賀市においては、中核市と比べて経年化した水道管の割合が高い市に属していると認識しています。

**【宇野委員】**

次回以降、資料で頂けたらと思います。

管は古くなっていますが、事故が起きていないというのは、管理が良くされているということなのかなと感じました。

何か他にありませんでしょうか。

**【鎌田委員長職務代理】**

2点ほどお伺いします。

合流式の話が無かったのですが、合流式の割合はどうなっているのか教えてください。

また、水道料金収入の話で、収入が減っているという事でしたが、有収率は平成6年度と平成30年度と比べてどうなっているのか教えてください。

**【経営料金課長】**

有収率は、過去最大の収益を記録した平成6年度は89.3%でした。また、平成30年度決算においては90.3%と、本市では概ね有収率は90%を少し超えるところで推移しています。

**【計画課長】**

合流式について質問がありましたが、下水道については、合流式と分流式があり、合流管というのは汚水と雨水を一本で処理する管です。合流式については、汚水と雨水の整備が一本で済むため、比較的早くから下水道を整備した都市にみられる管です。

横須賀市においても、上町浄化センター、下町浄化センターの周辺では約2割程度合流式で整備しています。その後、昭和45年の公害国会以降、全国的に分流式での整備が主流となり、横須賀市でもその後、分流式で整備を進めてきたところで

**【鎌田委員長職務代理】**

有収率については変わらないで、使用水量、人口減少により収入のみが減ってきたという事で良いですか。

**【経営料金課長】**

その通りです。

【宇野委員長】

他に何かありますでしょうか。

【本多委員】

25 ページのグラフで平成 10 年度以降、1 日最大給水量と 1 日平均給水量の差が急速に小さくなっていますが、これは、企業などの大口使用者が撤退などの影響によって縮小してきたのですか。

【経営料金課長】

横須賀市は、自動車工場や水産業の企業などがあったのですが、市外に撤退や規模を縮小したのが、(指摘があった)年代と合致しますので、1 日最大給水量と 1 日平均給水量の差の乖離が小さくなった原因として、この影響が大きいものと分析しています。

【宇野委員長】

それでは、次の資料を説明していただいた上で、もう一度この資料を含めて、また質疑の時間を取りたいと思いますので、引き続き議事を進めたいと思います。

#### (4) 水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)の現況説明

【宇野委員長】

続きまして、「水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)の現況説明」について、事務局より説明をお願いいたします。

○経営料金課長が資料 6 により横須賀市上下水道事業の概要を説明

【宇野委員長】

ただいま説明のありました「水道事業・下水道事業マスタープランの現況」についてご意見・質問はありますか。

【加瀬委員】

15 ページの浸水対策の推進について説明がありましたが、最近台風やゲリラ豪雨などにより、浸水被害が全国で発生・拡大しているように感じています。横須賀市では、どのような計画で浸水対策を進めているのか、また、最近報道されているような大雨が降った場合、どのような被害が想定されるのか教えてください。

【計画課長】

横須賀市では 1 時間に 60mm の豪雨に対応できる下水管の整備を現在進めています。



昨年10月に台風19号の被害により、長野県の千曲川等が氾濫する映像が出ましたが、横須賀ですと、昭和49年に市内2級河川の平作川において大規模な浸水被害が起きました。それ以後、河川や下水道の整備を進め、現在では大規模な浸水は起こっていません。

ただ、1時間に60mmを超えるような大雨が、横須賀市で降った場合は、市内でも浸水被害が発生すると考えています。

横須賀市においても雨水の整備が済んでいるわけではないので、今後は、実際に浸水の被害が発生している個所を中心に、雨水の整備をすすめていきたい。浸水ハザードマップ等のソフト対策と併せて、浸水対策を進めていきたいと考えています。

**【宇野委員長】**

ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

今回の資料もですが、先ほどの資料も含めて、また、次回に向けて何か要望したいものがあれば、ご発言をお願いします。

**【本多委員】**

2つほどお伺いします。

1つ目は9ページで、横須賀市の地理等にあまり詳しくないのですが、県内の水道事業体を表した地図で、お隣の三浦市が白抜きで入っていないのはなぜですか。三浦市は他に水源があるのですか。

2つ目は12ページで、上町浄化センターから下町浄化センターへのバイパス管築造なのですが、管をさや管の中に入れていくという形をとっていますが、残った空間は何か使い道がなかったのですか。

**【経営料金課長】**

三浦市が入っていない理由ですが、三浦市の水道は、100%横須賀市から分水しています。また、三浦市も横須賀市と同じで市内に大きな水源がありませんので、相模川の水を主として使っています。

しかし、ここに入っている、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の4つの水道事業者は、昔から共同で水源の開発やダムを整備を行ってきた経緯があります。

三浦市が入っていないのは、直接的に水源開発等に携わって来ていなかったために、ここでは、他の県の中の西部にある都市と同じく、白抜きとなっています。

**【技術部長】**

上町浄化センターから下町浄化センターへのバイパス管築造なのですが、当初の計画では、人が入って管理ができるような空間を作ろうかと検討していました。ただ、人が入って作業するようなことになると、換気や照明など様々な設備が必要に

なります。そうすると、管径も大きくなる必要があるため、今回は採用せず、中を埋めてしまってメンテナンスフリーとしました。

また、東京ガスやNTTとこのバイパス管について、市街地で見られるように、電線等を一緒に入れるかヒアリングしました。しかし、最大深度、土被（どかぶ）りが 23.7mと深いところにあるため、電線を入れるにしても、地上に上げてくるまでかなりの設備・工事が必要となるので、他の事業者からも利用価値はないとの回答をもらいました。

**【宇野委員長】**

ありがとうございました。

その他は何かありますでしょうか。

他に無いようですので、議事を先に進めます。

**(5) その他**

**【宇野委員長】**

最後の議事となる「(5) その他」です。

ここでは、本日説明のあった内容を含め、当審議会への諮問事項や今後の運営全般について、委員の皆様からご意見・ご質問等を伺いたいと思います。

何かありますでしょうか？

**【経営料金課長】**

先ほど資料6の説明の時に、宇野委員長から、水道管の経年化の割合、他都市との比較について質問があった件ですが、数値が確認できましたのでご紹介させていただきます。

平成30年度において、本市と同規模の中核市との比較です。本市の水道管の経年化の割合は35%ですが、中核市の平均は約20%となっていますので、中核市と比べると、本市は経年化の割合が進んでいるという状況です。

ちなみに、平成30年で（水道事業を所管している）中核市が全国49都市ありますが、経年化率の低い方から本市は第46位となっていますので、この辺りをしっかり解消していくというのが、今後の事業課題の大きな所になると認識しております。

**【宇野委員長】**

ありがとうございます。

その他に何かありますでしょうか。

他にないようですので、これで本日の議事は終了いたします。それでは再び、進行を事務局に戻します。

## 9 閉会

### 【経営部長】

委員の皆様、ありがとうございました。

先ほどご案内のとおり、次回は7月での開催を予定していますが、当審議会は、条例第5条の規定により「委員長が招集する」となっています。

日程・会場等の詳細につきましては、宇野委員長とご相談のうえ、改めて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また4月には、今後の議論を深めるため、上下水道施設の視察を予定しています。ご参加を賜(たまわ)りますよう併せてお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第1回水道事業及び公共下水道事業経営審議会を閉会いたします。

本日は長時間のご審議、ありがとうございました。

横上料第 261 号

令和 2 年 (2020 年) 2 月 5 日

水道事業及び公共下水道事業経営審議会  
委員長 様

横須賀市上下水道事業管理者  
上下水道局長 長 島



水道事業及び公共下水道事業の事業計画並びに水道料金及び下水道  
使用料等の体系及び水準について (諮問)

水道事業・下水道事業の経営環境は厳しさを増しています。有収水量は人口減少などの影響により減少傾向が続く一方、老朽化した施設の維持管理や更新、災害・危機管理対策の強化など、多くの課題に取り組んでいく必要があります。

上下水道局では、基本計画である「水道事業・下水道事業マスタープラン (2011～2021)」を策定し、経営目標である「いつでも安心して使える止まらない水道・下水道」を実現するための取り組みを進めていますが、令和 3 年度 (2021 年度) で計画期間は終了となります。

市民の良好な生活環境を守るとともに、経済活動を支える重要な社会インフラとしての役割を果たしていくため、持続可能な水道事業・下水道事業を実現するための取り組みを引き続き進めていかなければなりません。

については、令和 4 年度 (2022 年度) を初年度とする新たな事業計画と合わせ、その財源となる水道料金・下水道使用料等の体系及び水準について、答申をいただきますよう諮問します。

# 第1回 水道事業及び公共下水道事業経営審議会

日 時 令和2年2月5日(水)  
午後3時から午後5時  
場 所 横須賀市役所3号館3階  
302会議室

## 会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱書交付

3 委員紹介

4 上下水道事業管理者挨拶

5 出席職員紹介

6 委員長選出

7 諮 問

8 議 事

(1) 水道事業及び公共下水道事業経営審議会の運営について

(2) 今後の全体スケジュールについて

(3) 横須賀市上下水道事業の概要説明

(4) 水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)の現況説明

(5) その他

9 閉 会

資料1	水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員名簿
資料2	水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例
資料3	審議会等の設置及び運営に関する要綱
資料4	水道事業及び公共下水道事業経営審議会の会議の傍聴に関する実施要領
資料5	今後の全体スケジュールについて
資料6	横須賀市水道事業・下水道事業の概要
資料7	水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)の現況

## 水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

条例区分	氏名	職名等
市民	かせ あやこ 加瀬 綾子	公募市民
学識経験者	うの じろう 宇野 二郎	横浜市立大学 国際総合科学群人文社会科学系列 教授
	かまた もとゆき 鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 理工学科化学学系 准教授
	ほんだ だい 本多 大	日本下水道事業団 研修センター専門幹 教授
関係団体	かさい あやこ 葛西 あや子	横須賀商工会議所 女性会会長

【条例区分は条例記載順、氏名は50音順】

## 水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 水道事業及び公共下水道事業の経営及び事業計画に係る重要事項に関し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応ずるため、本市に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定による組織として、水道事業及び公共下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水道事業及び公共下水道事業の事業計画について審議すること。
- (2) 水道料金、下水道使用料等の体系及び水準について審議すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事項を審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。



## 審議会等の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における審議会等の設置及び運営に関して必要な事項を定めることにより、行政運営の透明性の向上を図り、もって公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(審議会等)

第2条 この要綱において審議会等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき条例により設置する附属機関
- (2) 前号に規定するもののほか、個別法の規定に基づき設置する附属機関（以下「法定附属機関」という。）
- (3) 要綱に基づき設置する懇話会等（市職員のみで構成するものを除く。以下単に「懇話会等」という。）

(審議会等の設置等)

第3条 審議会等を設置しようとする課等（以下「所管課」という。）は、審議会等を設置するに当たっては、次条から第6条までの規定に留意しなければならない。

2 所管課は、審議会等の設置後に審議会等の概要を横須賀市ホームページにおいて公表するものとする。

(人選基準)

第4条 審議会等の委員の人選に当たっては、次に掲げる基準を遵守し、公募制度を積極的に採用するものとする。ただし、審議内容又は検討内容（以下「審議内容等」という。）に専門性及び特殊性がある審議会等においては、この限りでない。

- (1) 関係団体等からの選出 関係団体等から委員を選任する場合は、役職にはこだわらず、当該関係団体等からの推薦によるものとする。
- (2) 女性委員比率 審議会等における女性委員の数の比率は、40パーセント以上を目標とする。
- (3) 委員数 審議会等の委員数は、原則として15人以内とする。
- (4) 兼職 公募委員の兼職は、4機関までとする。
- (5) 委嘱期間 委嘱期間は、原則として2年以内とする。
- (6) 在任期間 在任期間は、6年を超えないものとする。

2 前項第6号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該者の在任期間について、6年を超えることができるものとする。

(1) 審議内容等に密接な関連を有する団体等に所属する者からの意見を受けることが必要であり、当該団体等に他の適任者がいないとき。

(2) 審議内容等が専門性及び特殊性を有しており、他に適任者がいないとき。

3 市職員は、法令等に定めがある場合又は審議会等の審議内容等においてやむを得ない場合を除き、採用しないものとする。

(公募基準)

第5条 公募委員の公募の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 応募時の年齢が20歳以上で、本市に在住、在勤又は在学している者から選任するものとする。ただし、審議会等の設置目的により、特に未成年者の意見を反映させる必要がある場合は、この限りでない。

(2) 公募は、審議会等の名称、審議内容等その他の審議会等の募集について必要な事項及び選任後には氏名が公表される旨を広報よこすかへ掲載することにより行うものとする。この場合において、所管課は、併せて横須賀市ホームページへの掲載により情報提供するように努めるものとする。

(3) 収集する個人情報の範囲は、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、職業及び勤務先又は通学先とする。

(選考等)

第6条 公募委員を選任するに当たっては、原則として選考委員会を設置し、面接その他適当と認められる方法により選考するものとする。

2 前項の選考に当たって、事前に選考基準を定めるものとする。

3 所管課は、第1項の規定により公募委員が決定したときは、応募者全員に選考結果を速やかに通知するものとする。

(審議会等の見直し)

第7条 所管課は、3年を目途に次に掲げる事項を考慮し、審議会等（法定附属機関を除く。）の存続の必要性を検討しなければならない。

(1) 設置目的の達成度

(2) 審議会等の会議が報告等形式的なものに終始しているか否か

(3) 過去2年間の活動実績の有無

(会議の公開の告知)

第8条 審議会等の会議は原則として公開とし、当該会議の告知は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 事前の告知 原則として広報よこすか及び横須賀市ホームページへの掲載等により行う。

(2) 開催日当日の告知 本庁舎内で開催する公開の会議については、本館1号館にある本日の会議の看板に記入するとともに、会議室前に審議会等の会議の名称等を記載した立て看板を掲出する。

2 前項第1号の規定による横須賀市ホームページへの掲載は、総務部総務課（以下「総務課」という。）が行い、所管課は、会議開催日の7日前までに総務課へ会議情報提供シート（別記様式）を電子メールに添付して依頼するものとする。

（会議の傍聴）

第9条 審議会等の会議の傍聴は、当日に受付を行うものとし、傍聴申込みの際に傍聴人の氏名等の個人情報収集しないものとする。

2 審議会等は、前項の受付をするに際し、傍聴人の定数、定数を超えて傍聴希望があった場合の傍聴人の選定方法、傍聴時の遵守事項等について規定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、審議会等は、多数の傍聴希望が予想される場合は、事前に傍聴の受付をすることができる。この場合において、個人情報の収集は、氏名及び連絡先のみとしなければならない。

4 審議会等の長は、第2項の規定による遵守事項を傍聴人に周知するものとする。

5 審議会等の長は、傍聴人が第2項の規定による遵守事項に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の運営）

第10条 会議の運営は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 会議時間 会議時間は特に必要な場合を除き2時間以内とし、事前に開始時刻と終了予定時刻を設定する。

(2) 会議資料 会議資料は必要最小限とし、原則として、委員に対し会議開催の3日前までに配付する。

(3) 傍聴者への資料提供 委員に配付した資料については、配付部数に制限のある資料、会議開催の都度使用する資料等を除き、傍聴者に提供するも

のとする。ただし、配付資料に横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第7条に規定する非公開情報に該当すると思われる情報が含まれる場合は、委員資料とは別に傍聴者に配付する資料を作成するものとする。

（議事録の作成）

第11条 所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるように記載するものとする。

（議事録等の公表）

第12条 公開した会議については、議事録及び第10条第3号に規定する傍聴者に配付する資料（以下この条において「配付資料」という。）を閲覧に供するため、総務課へ提出しなければならない。この場合において、所管課は、議事録及び配付資料を、横須賀市ホームページへの掲載により情報提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、配付資料の横須賀市ホームページへの掲載を行わないことができる。

（1）配付資料が著しく多量であるとき。

（2）配付資料の大きさが日本工業規格A列3番を超えるなどの理由で、電子化が困難なとき。

（3）行政目的として著作物を複製した資料のうち、横須賀市ホームページへ掲載するに当たって著作権者の許諾を得る必要があるもの

（飲食に関する支出の抑制）

第13条 会議に係る食糧費の支出は、会議時間等に見合う必要最低限のものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第8条第2項関係）

1 会議名称 \_\_\_\_\_

2 開催日時 \_\_\_\_\_年（ \_\_\_\_\_年） \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日（ \_\_\_\_\_） : ~ : \_\_\_\_\_

3 開催場所 \_\_\_\_\_

4 審議等事項

--

5 傍聴方法 \_\_\_\_\_

6 傍聴者定員 \_\_\_\_\_人

7 担当課 \_\_\_\_\_（直通電話） \_\_\_\_\_

8 ホームページのアドレス

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>

## 水道事業及び公共下水道事業経営審議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、水道事業及び公共下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第3条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

(7) コンピュータは使用しないこと。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

No. 1

水道事業及び公共下水道事業経営審議会

# 傍 聴 章

(お帰りの際は事務局へお返してください。)



## 今後の全体スケジュール（案）

回数 時期	内容
第1回 令和2年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業概要説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 横須賀市上下水道事業の概要</li> <li>● 水道事業・下水道事業マスタープラン（2011～2021）</li> </ul> </li> </ul>
令和2年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設視察（海老名市⇒市内） 社家取水管理事務所 ⇒ 有馬浄水場 ⇒ 下町浄化センター</li> </ul>
第2回 令和2年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 目指すべき将来像と事業の方向性</li> <li>● 現行マスタープランの振返り・評価</li> <li>● 次期マスタープランの概要</li> </ul> </li> </ul>
第3回 令和2年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道事業・下水道事業に係る政策</li> </ul> </li> </ul>
第4回 令和3年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 危機管理体制の強化に係る政策</li> <li>● 経営基盤の強化に係る政策</li> </ul> </li> </ul>
第5回 令和3年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期マスタープラン（案）の取りまとめ</li> </ul> </li> </ul>
第6回 令和3年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道料金・下水道使用料の審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 料金制度の課題と見直しの方向性</li> </ul> </li> </ul>
第7回 令和3年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道料金・下水道使用料の審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政収支計画を踏まえた料金制度の見直し</li> </ul> </li> </ul>
第8回 令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期マスタープランの審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期マスタープラン（答申案）の取りまとめ</li> </ul> </li> <li>○ 水道料金・下水道使用料の審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 料金制度の見直し（答申案）の取りまとめ</li> </ul> </li> </ul>
令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>

# 横須賀市上下水道事業の概要

令和2年（2020年）2月5日（水）

横須賀市上下水道局

**1 水道事業・下水道事業の役割**

**2 水道事業の概要**

**3 下水道事業の概要**

**4 上下水道事業を取り巻く環境  
(課題)**

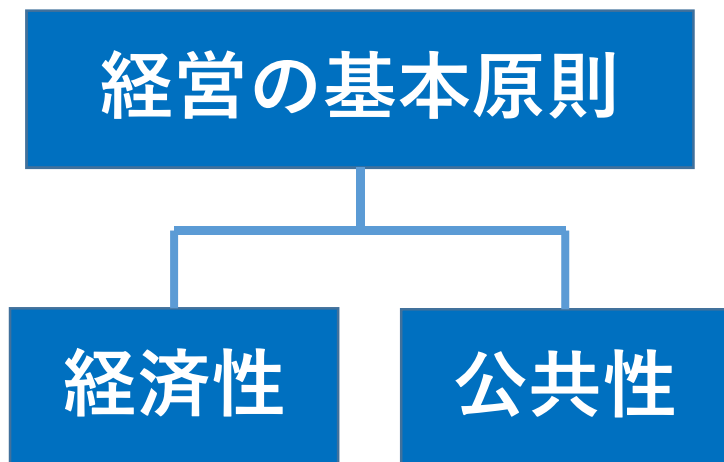
# **1 水道事業・下水道事業の役割**

# 地方公営企業の原則

## 横須賀市上下水道局は市が設置した公営企業

### ○ 経営の基本原則（地方公営企業法第3条）

地方公営企業は、常に企業の**経済性**を発揮するとともに、その本来の目的である**公共の福祉**を増進するように運営されなければならない。



### 地方公営企業法第2条第1項 に記載されている事業

- ① 水道事業  
(簡易水道事業を除く)
- ② 工業用水道事業
- ③ 軌道事業
- ④ 自動車運送事業
- ⑤ 鉄道事業
- ⑥ 電気事業
- ⑦ ガス事業

# 地方公営企業の原則

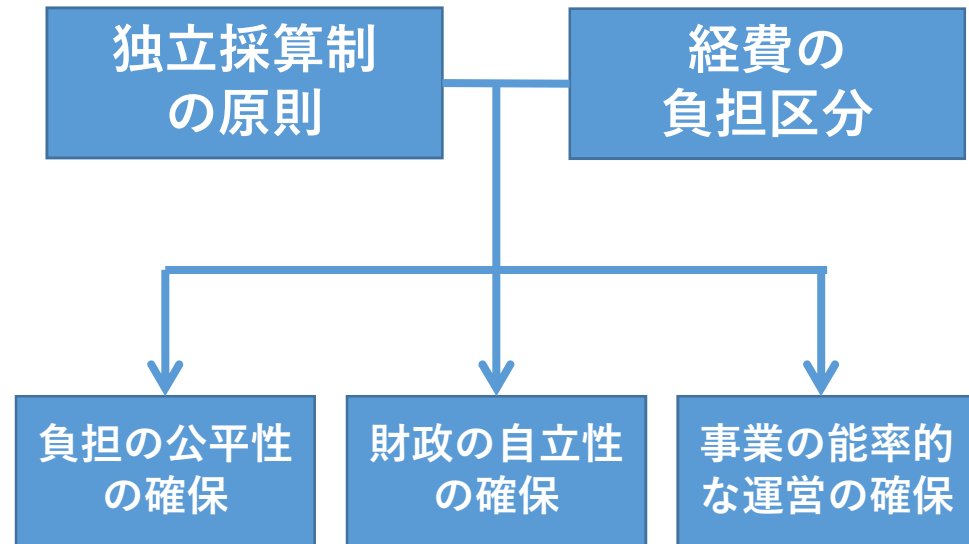
## ○ 独立採算制の原則

### (地方公営企業法第17条の2第2項)

地方公営企業は、一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

→税金ではなく、サービスの対価である料金等で事業を運営する。

(雨水処理や消火栓設置にかかる費用は一般会計が負担【経費の負担区分】)



# 水道事業の役割

## ○ 役割（水道法第1条 この法律の目的）

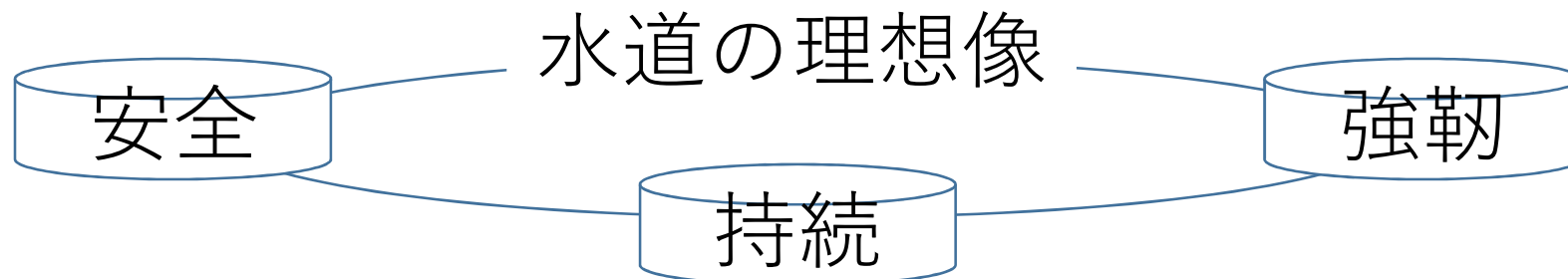
この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、**清浄にして豊富低廉な水の供給を図り**、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

## ○ 新水道ビジョン（平成25年3月 厚生労働省策定）

水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年後、100年後の将来を見据えて策定

### 【基本理念】

地域とともに信頼を未来に繋ぐ日本の水道



# 下水道事業の役割

## ○ 役割（下水道法第1条 この法律の目的）

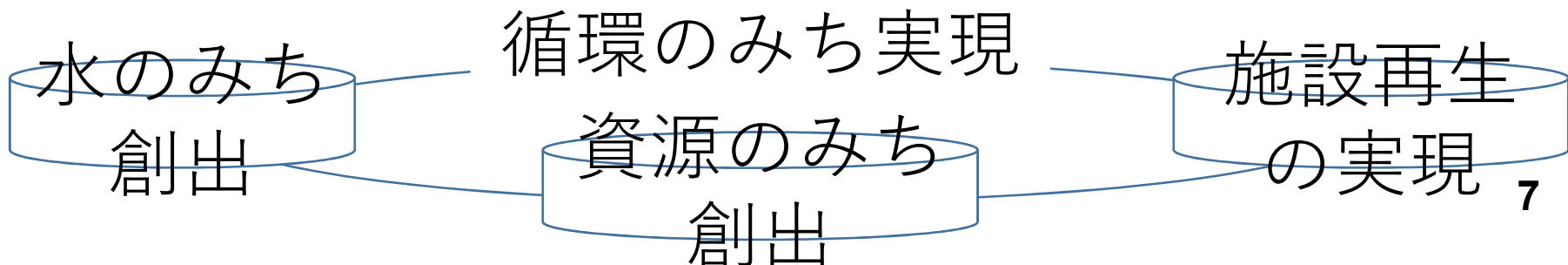
この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

## ○ 下水道ビジョン2100（平成17年9月 国土交通省策定）

100年という長期の将来像を見据えた下水道の方向性、それらを具体化する様々なアイデアなどを提示するため策定

### 【基本コンセプト】

地域の持続的発展を支える21世紀型下水道の実現





## **2 水道事業の概要**

# 水道施設の特徴



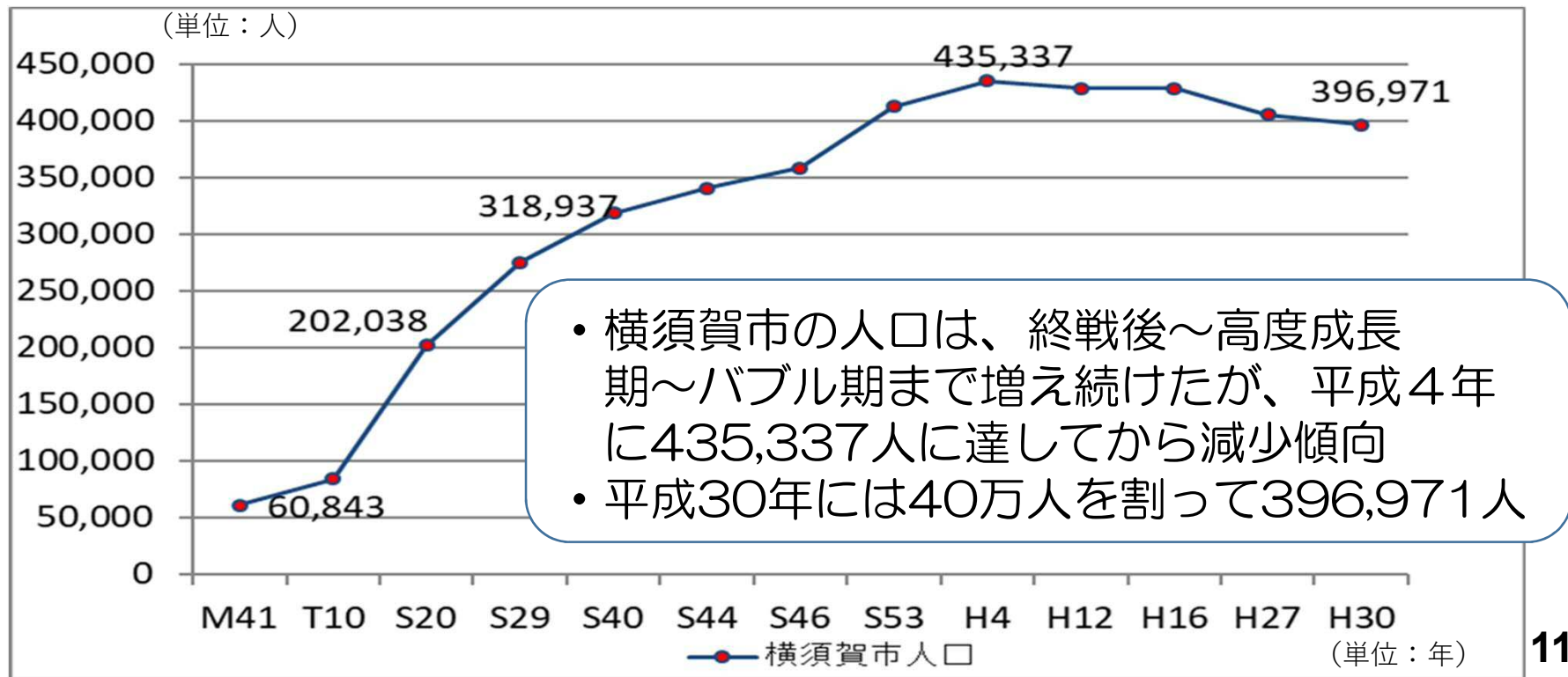
取水施設	ダムや河川の水を安定的に取水する施設
導水施設	取水された原水を浄水場に運ぶ施設
浄水場	原水の濁りや匂いを取り除き、安全で良質な水道水を作る施設
送水管	浄水場から配水池に水を運ぶための管
配水池	浄水場で作った水を貯留し、使用量に合わせて給水量を調整する施設
配水管	配水池から給水管まで水を運ぶ管
給水管	配水管から使用する家まで引き込んだ管（家所有者の所有物）

# 横須賀市水道事業の沿革

1876(明治9)	走水～製鉄所 最初の水道完成
1908(明治41)	横須賀市営水道給水開始 (走水系統)
1921(大正10)	海軍水道 半原系統完成
1945(昭和20)	旧海軍水道 有馬系統完成
1954(昭和29)	旧軍港都市転換法により海軍水道を取得
1965(昭和40)	城山ダム完成 (小雀系統・横浜市共同)
1969(昭和44)	神奈川県内広域水道企業団 創設
1971(昭和46)	相模川高度利用事業通水開始 (小雀系統・横浜市共同)
1978(昭和53)	三保ダム完成 (酒匂川系統・企業団)
2000(平成12)	宮ヶ瀬ダム完成 (宮ヶ瀬系統・企業団)

# 横須賀市水道事業の沿革

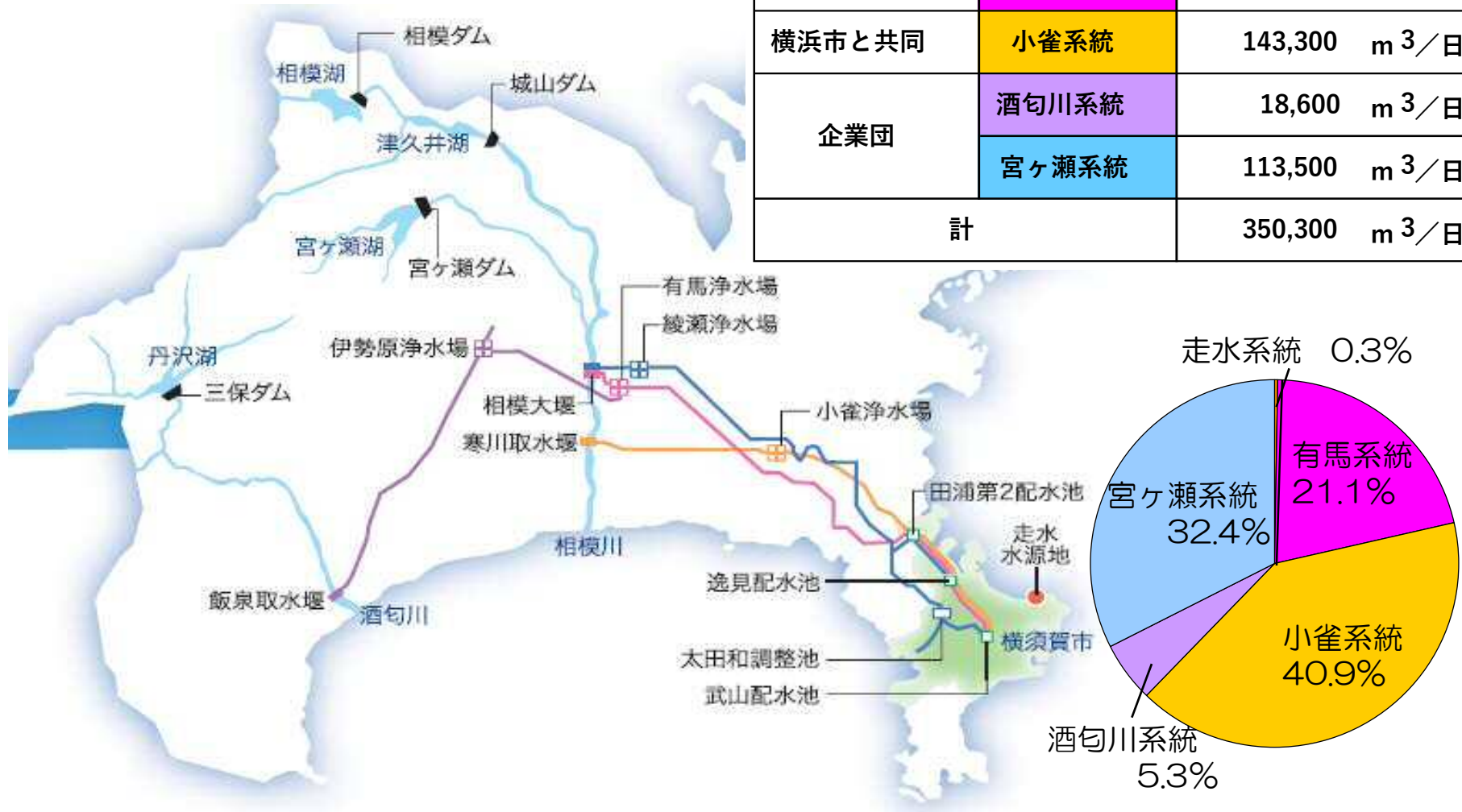
2004(平成16)	水道局・下水道部統合	上下水道局へ
2015(平成27)	半原系統・逸見浄水場 広域水質管理センター	廃止 開設



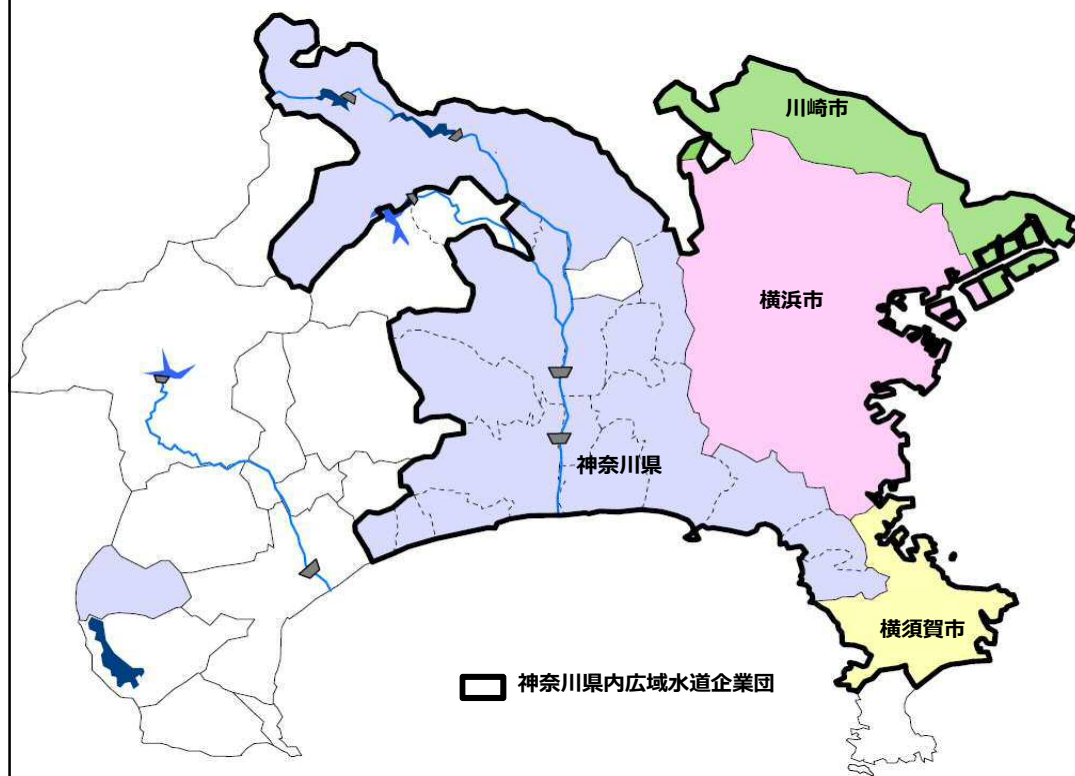
出典：横須賀市ホームページ 横須賀市の人口推移

# 水源系統

区分	系統名	保有水源量（供給可能量）
本市単独	走水系統	1,000 m <sup>3</sup> /日
	有馬系統	73,900 m <sup>3</sup> /日
横浜市と共同	小雀系統	143,300 m <sup>3</sup> /日
企業団	酒匂川系統	18,600 m <sup>3</sup> /日
	宮ヶ瀬系統	113,500 m <sup>3</sup> /日
計		350,300 m <sup>3</sup> /日



# 神奈川県内広域水道企業団の概要



- 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の4水道事業者が、施設整備への投資の重複を避けることや、水源の広域的有効利用を図るため昭和44年に設立
- 4事業者へ用水供給（水道水の卸問屋）を行う。（約90%の県民に供給）
- 横須賀市は、水道水の供給を受けるほか、有馬系統の取水の一部施設で企業団と共同施設を保有



# 横須賀市の水道施設



有馬浄水場  
(海老名市)



小雀浄水場  
(横浜市)



走水水源地  
(市内)



浄水場数

3か所

(市外2、市内1)

配水池数

27か所

ポンプ所数

17か所

水道管布設延長

1,541km

平成30年度末  
(2018年度末)

# 横須賀市の水道料金

二部 料金制	基本料金：使用水量にかかわらず必ず負担 従量料金：使用水量に応じて負担
基本水量	基本料金には10m <sup>3</sup> の基本水量あり
逦増型	従量料金は使用水量が多いほど高くなる逦増型を採用
口径別	使用する水量に応じて13mmから300mmのメーターを設置しており、口径ごとに基本料金が異なる口径別料金を採用

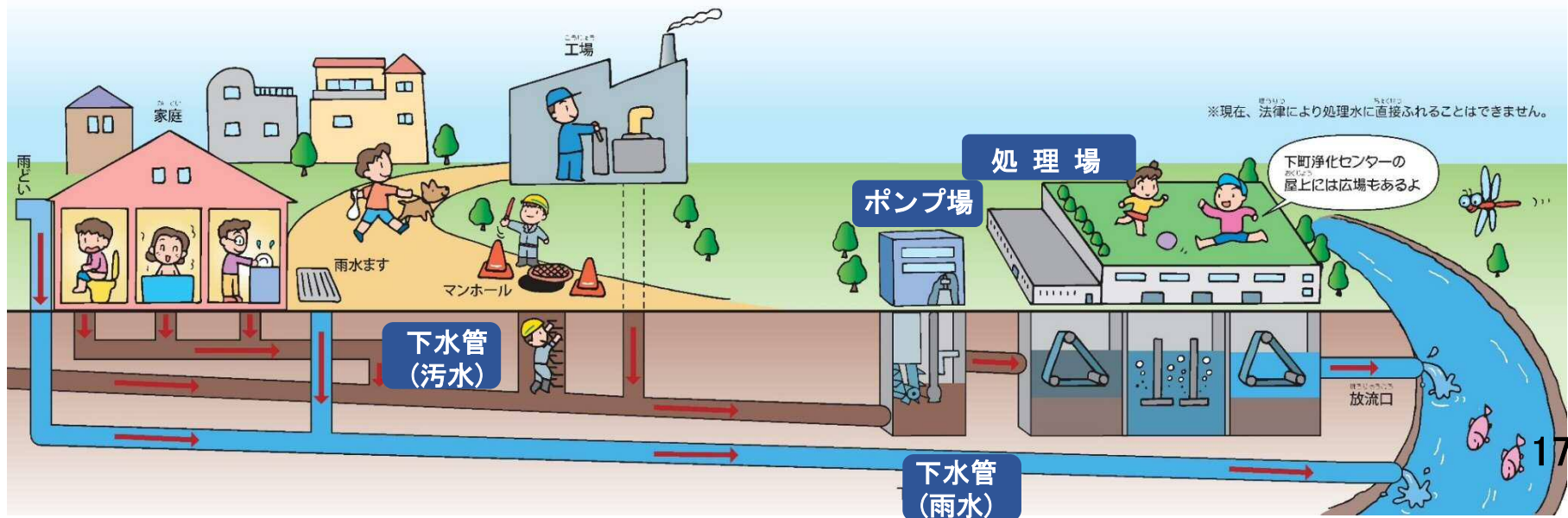
➤平成6年から現行料金を維持



# **3 下水道事業の概要**

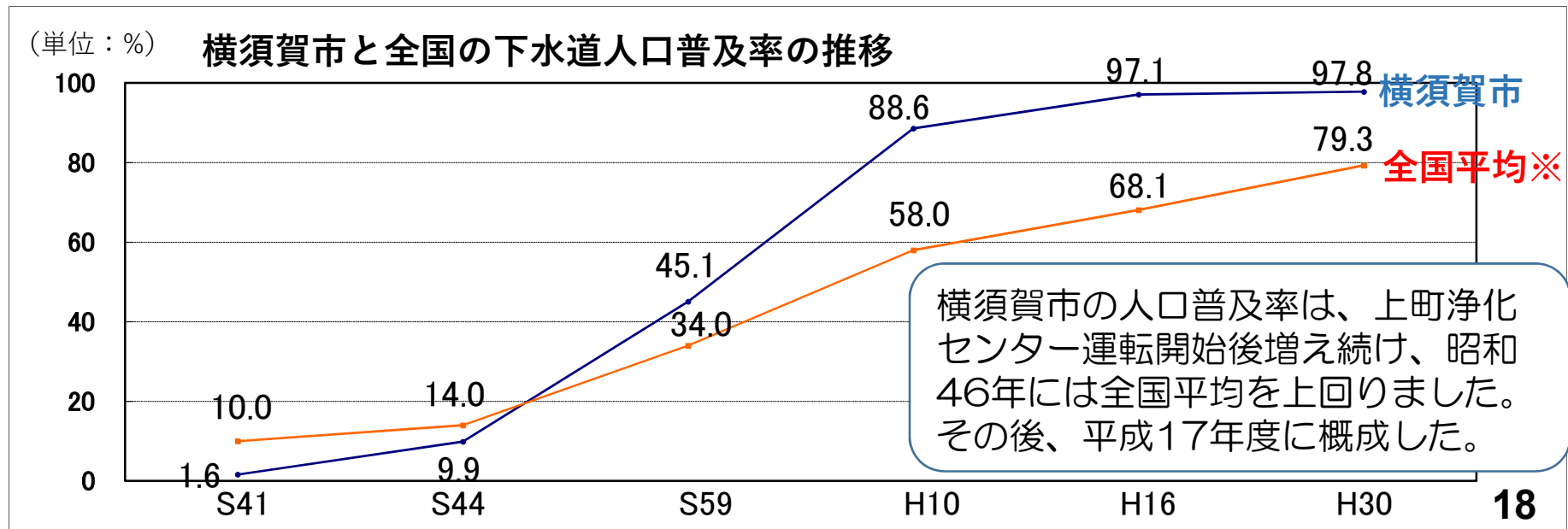
# 下水道施設の特徴

下水管(汚水)	家庭等で使用した汚水をポンプ場や浄化センターに運ぶ施設
下水管(雨水)	雨水を川や海に運ぶ施設
ポンプ場	下水管から流れてきた水を汲み上げる施設
処理場 (浄化センター)	家庭等で使用した水をきれいにして川や海に還す施設



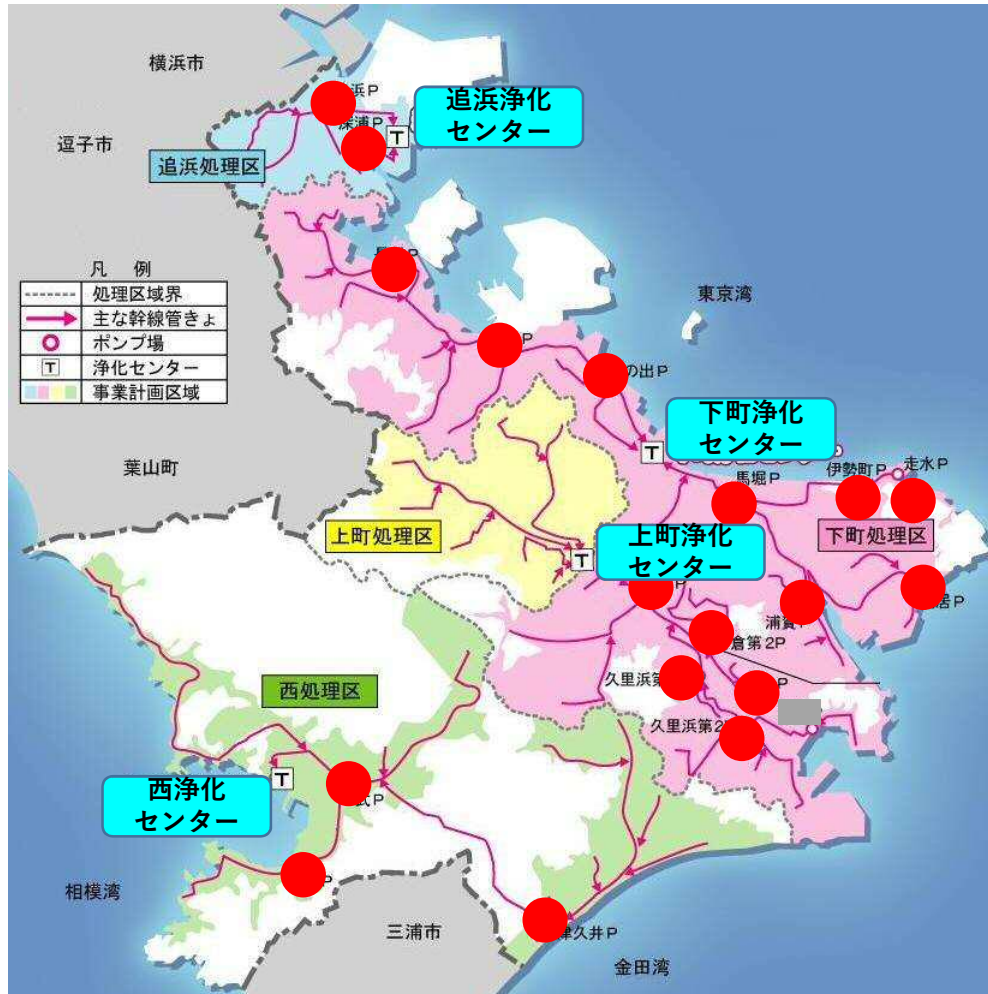
# 横須賀市下水道事業の沿革

1966(昭和41)	下水道条例公布、 <b>上町浄化センター</b> 運転開始
1969(昭和44)	<b>下町浄化センター</b> 運転開始
1984(昭和59)	<b>追浜浄化センター</b> 運転開始
1998(平成10)	<b>西浄化センター</b> 運転開始
2004(平成16)	水道局・下水道部統合、地方公営企業法適用



※全国平均の数値は国土交通省ホームページから

# 横須賀市の下水道施設



処理場(浄化センター)数  
4 か所

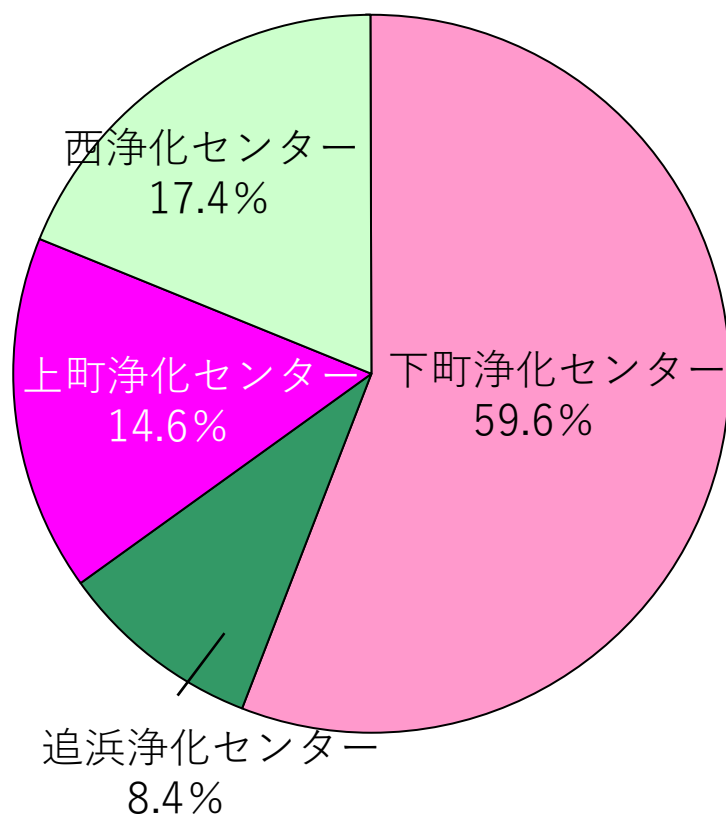
ポンプ場数  
18か所

汚水管布設延長  
1,052 k m

雨水管布設延長  
299 k m

平成30年度末  
(2018年度末)

# 浄化センターの処理能力



浄化センター	汚水処理能力
下町浄化センター	143,800 m <sup>3</sup> /日
追浜浄化センター	20,400 m <sup>3</sup> /日
上町浄化センター	35,200 m <sup>3</sup> /日
西浄化センター	42,000 m <sup>3</sup> /日
計	241,400 m <sup>3</sup> /日

平成30年度末  
(2018年度末)

# 横須賀市の下水道使用料

二部 料金制	基本料金：使用水量にかかわらず必ず負担 従量料金：使用水量に応じて負担
基本水量	基本料金には10m <sup>3</sup> の基本水量あり
逦増型	従量料金は使用水量が多いほど高くなる逦増型を採用

▶平成26年に使用料水準を改定

# **4 上下水道事業を取り巻く環境 (課題)**

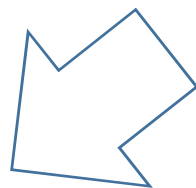
# 水需要の減少がもたらす影響

## 水需要の減少

人口減少、企業の撤退などにより水需要が減少

(参考)横須賀市人口減

平成6年43万5千人 → 平成30年39万7千人



施設への影響

財政への影響



## 【施設への影響】

# ① 水需要と供給能力のギャップ

水道

下水道

## ○ 水需要の減少

- 人口減少、節水機器の普及、節水意識の定着などにより一般家庭の需要が減少
- 企業の撤退・活動縮小、機器の進化、地下水利用などにより、公共用・工業用など業務用の需要も減少

## ○ 施設の過大な供給能力

- 高度成長期に、人口の増加・水需要の拡大を見込んで水源開発・施設整備を進めた  
が、需要減に転じた。

## 【施設への影響】

# ① 水需要と供給能力のギャップ

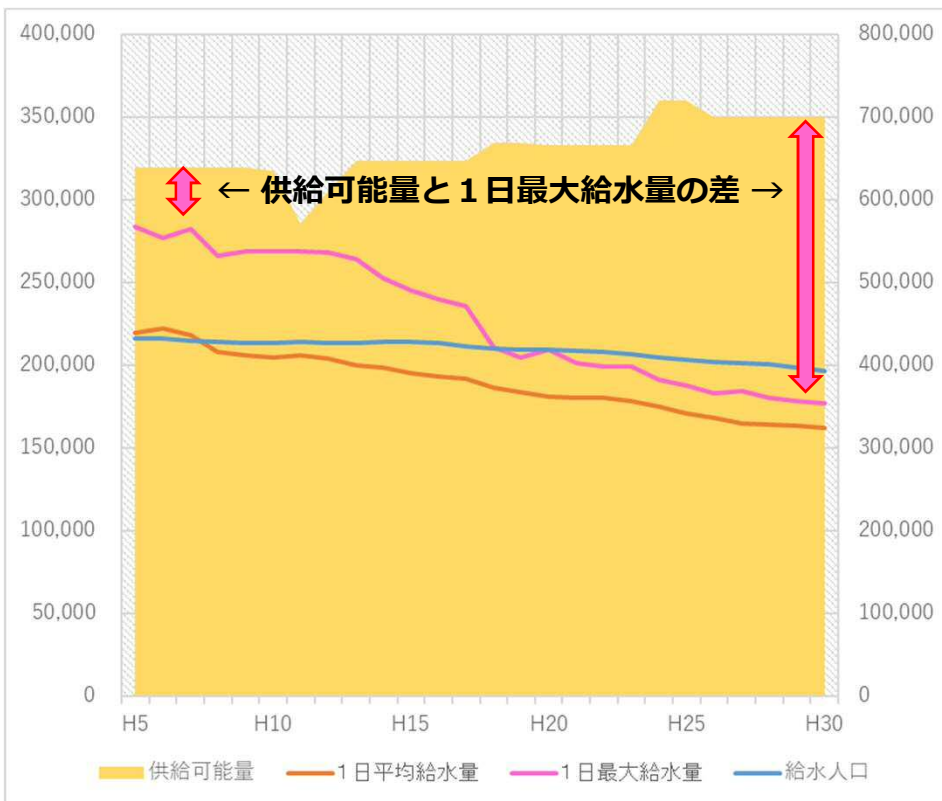
水道

下水道

## ○ 水道の供給可能量と給水量がかい離

単位：m<sup>3</sup>

単位：人



➤ 宮ヶ瀬ダム completion (H13)により県内の水源開発は終了

➤ 現在、約35万m<sup>3</sup>の水量を確保



➤ 給水量はH6以降、減少が続く

➤ 1日最大17.7万m<sup>3</sup>、平均16.3万m<sup>3</sup>で、半分程度の利用



➤ **供給可能量と給水実績がかい離**

## ○ 下水道も同様にかい離傾向

## ② 水道・下水道施設の経年化・老朽化

水道

下水道

### ○ 水道施設

- 浄水場及び配水池などの施設の劣化
- 高度成長期に設置した大量の水道管が法定耐用年数（40年）を経過

### ○ 下水道施設

- ポンプ場・処理場などの施設の劣化
- 特に汚水系の施設・管は、使用環境が厳しく急速に劣化
- 昭和40年代から大量に設置した下水道管が、徐々に法定耐用年数（50年）を経過

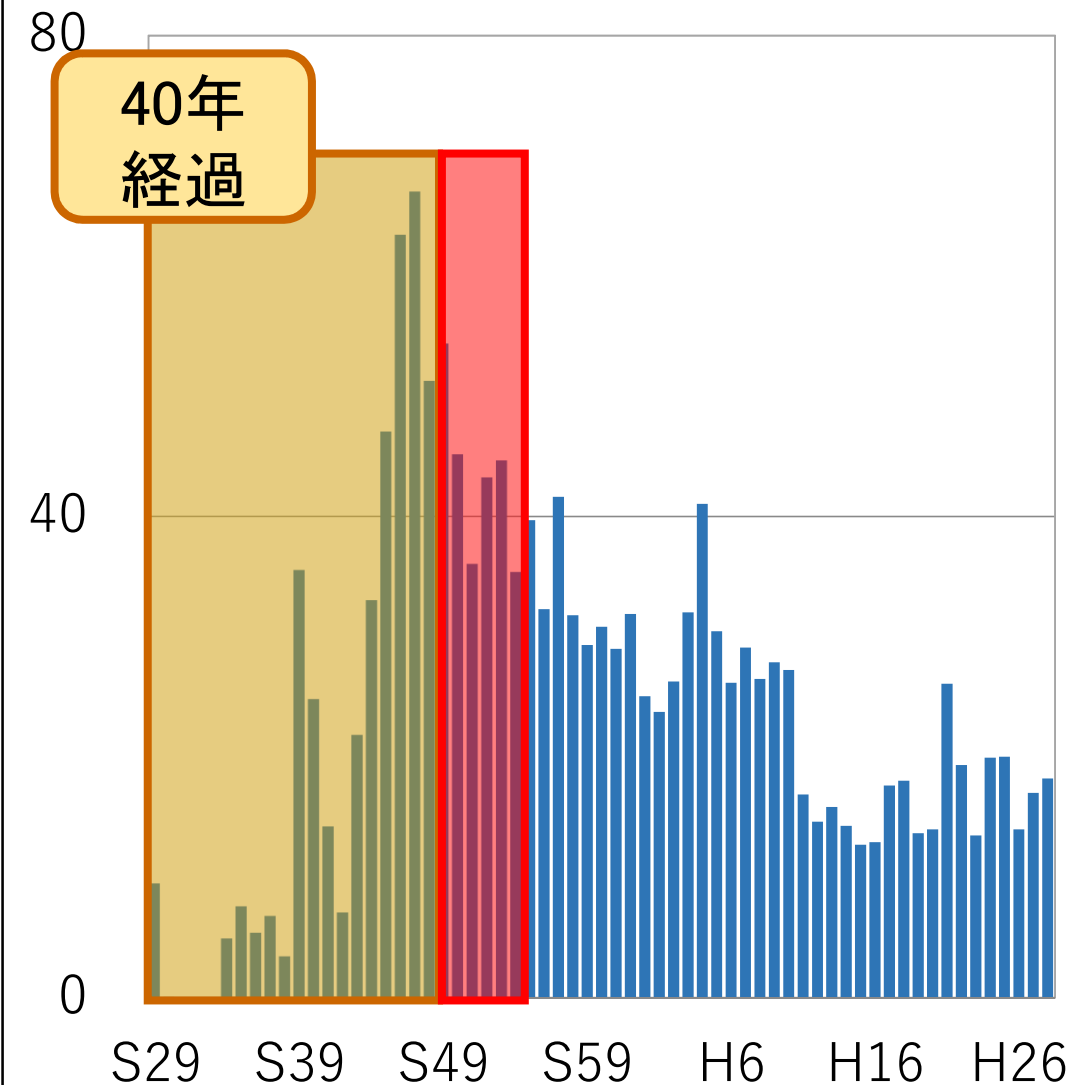
# 【施設への影響】

## ② 水道・下水道施設の経年化・老朽化

水道

下水道

### (km) 水道管の経年化



545km  
(35%)

平成30年度末時点  
の経年管

665km  
(43%)

令和3年度末時点  
の経年管

### ③ 多様化する災害への対応

#### ○ 地震災害

- 地震に強い施設の必要性
- 津波への対応（東日本大震災後）

#### ○ 浸水災害

- 近年多発している台風や局地的な大雨への対応

#### ○ 新たなリスクへの対応

- 停電・水源汚染・テロなどへの対応



出典：日本下水道協会ホームページ

# 【財政への影響】

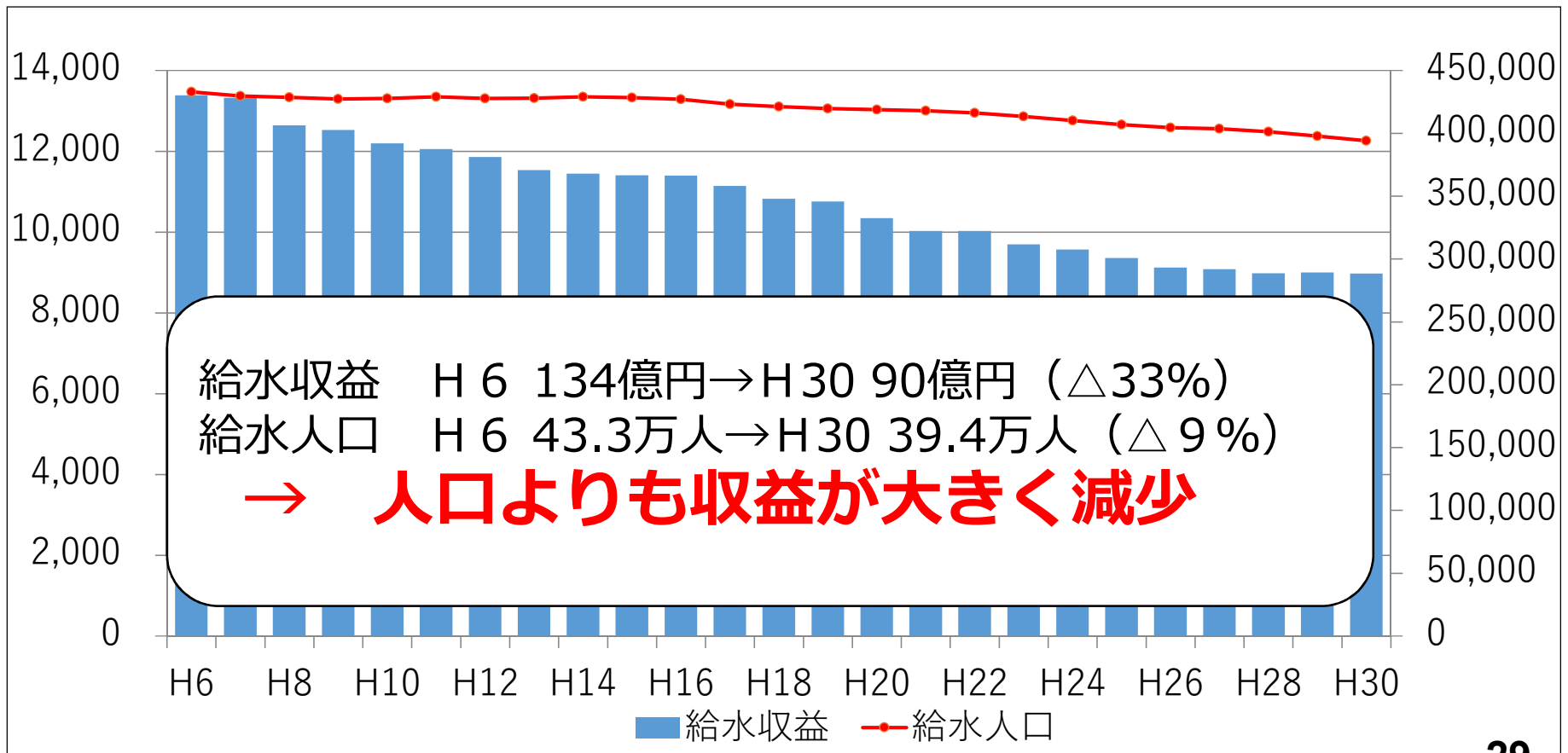
## ④ 人口減少と収益の悪化

水道

### ○ 給水収益の減少

給水収益【税抜】（単位：百万円）

給水人口（人）



# 【財政への影響】

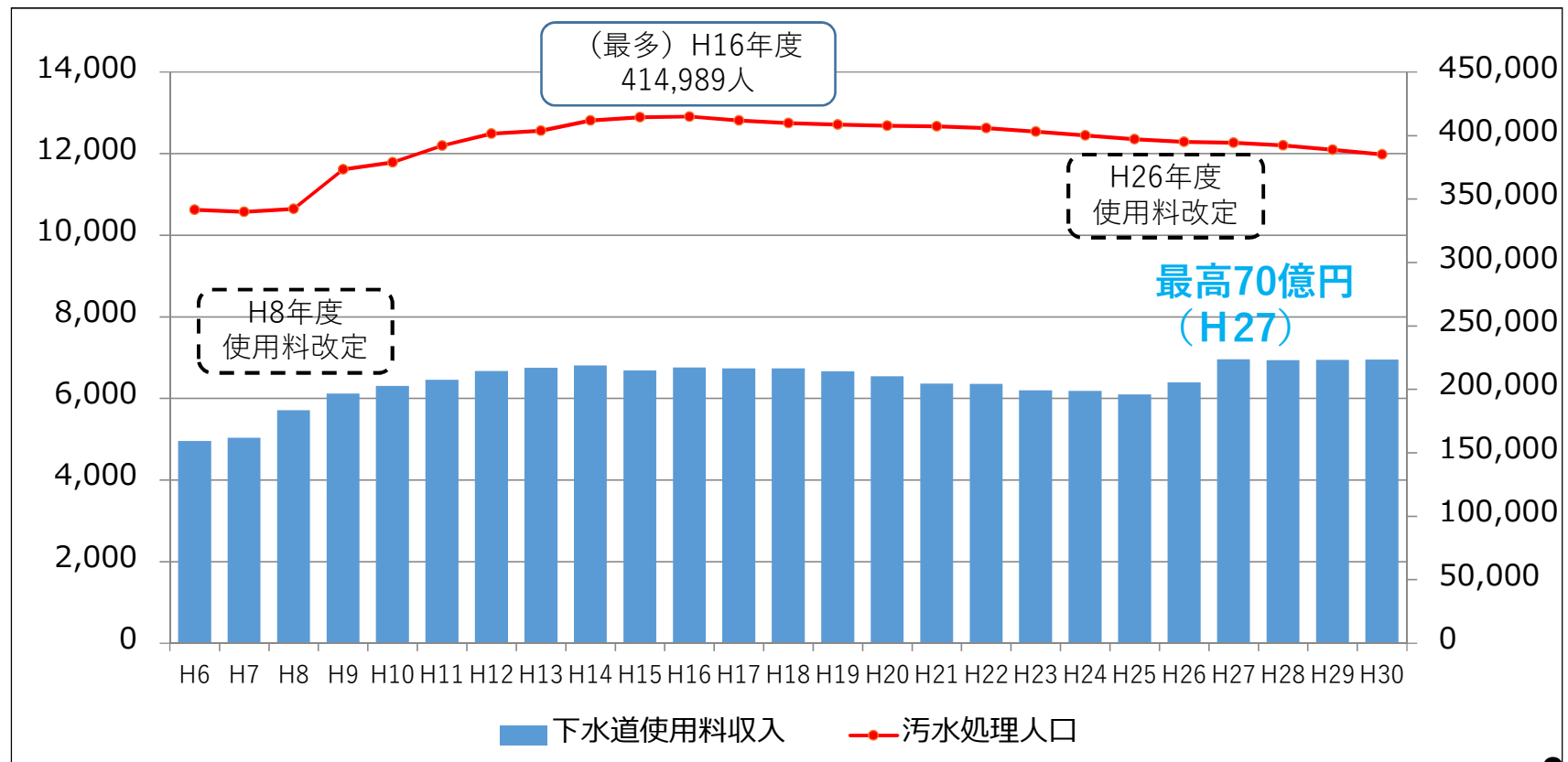
## ④ 人口減少と収益の悪化

下水道

### ○ 下水道使用料収入の減少

下水道使用料収入【税抜】（単位：百万円）

汚水処理人口（人）



## ⑤ 水需要構造の変化

### ○ 大口使用者（企業）の撤退・縮小

最高単価の使用水量（水道）

平成6年 1,568万 $m^3$  → 平成30年 776万 $m^3$

### ○ 節水機器の普及・節水意識の定着

1人当たりの使用水量

平成6年 280ℓ → 平成30年 240ℓ

### ○ 世帯構成の変化

1世帯当たりの人数（出典：国勢調査から）

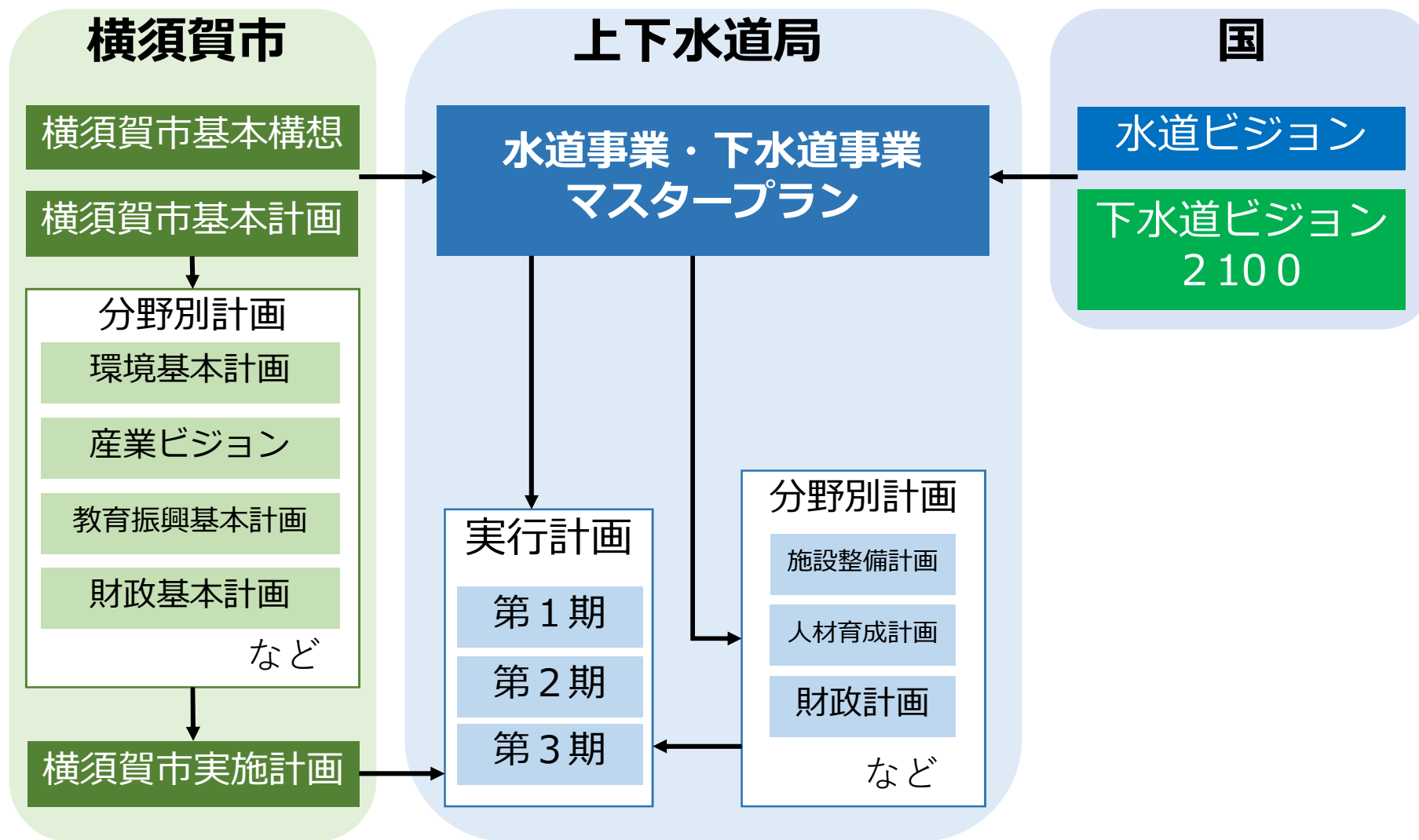
平成7年 2.85人 → 平成27年 2.37人



# 水道事業・下水道事業マスタープラン (2011~2021)の現況

令和2年(2020年)2月5日(水)  
横須賀市上下水道局

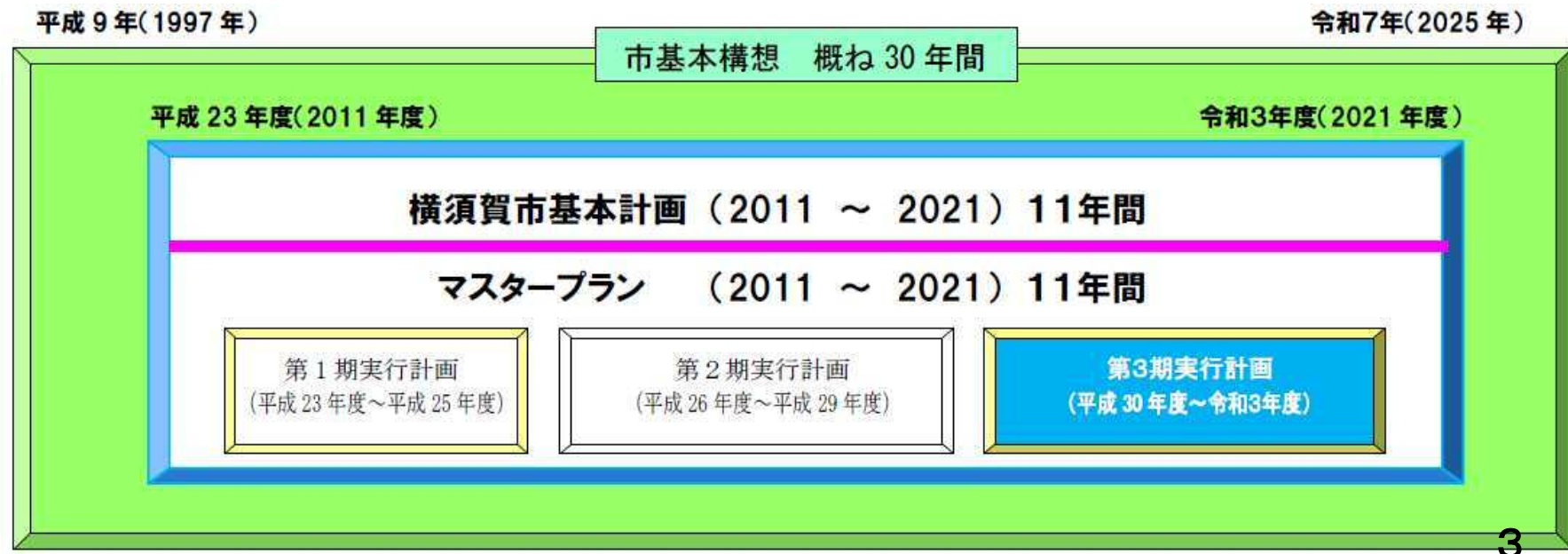
# マスタープランの位置付け



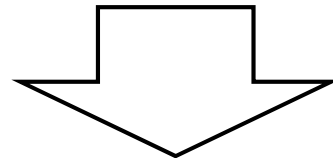
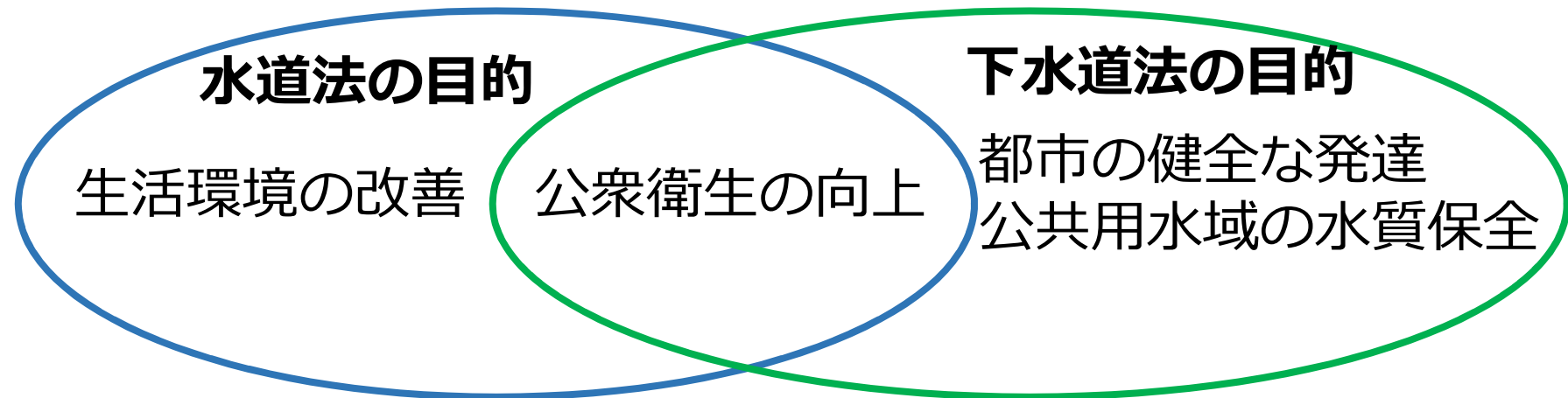
マスタープランと第3期実行計画を合せて**“経営戦略<sup>2</sup>”**

# マスタープランの計画期間

- ・ 現行マスタープランの計画期間は11年間
- ・ 具体的な事業を示した実行計画の計画期間は3年間（第1期実行計画）と4年間（第2, 3期実行計画）で、計画期間ごとに管理目標を設定
- ・ 現在は第3期実行計画期間中で、次期マスタープランの策定期間



# マスタープランの経営理念



## マスタープランの経営理念

「横須賀市上下水道局は、お客様の快適で安心できる暮らしと良好な水環境づくりに貢献します。」

# マスタープランの体系

## 環境の変化

- ・ 水需要の減少
- ・ 施設能力と需要との差
- ・ 施設の経年化
- ・ 良質で安定した水道水の供給
- ・ 公共用水域の水質向上
- ・ 地球温暖化対策の充実
- ・ リサイクルの推進
- ・ 危機管理対策の充実
- ・ お客様満足度の向上
- ・ 財政の悪化
- ・ 職員の退職による技術力への影響

## 経営目標

いつでも安心して使える  
止まらない  
水道・下水道

## 政策

- 1 安全で安定した水道水の供給
- 2 きれいな川や海の創出と快適な生活環境の提供
- 3 地球環境への配慮
- 4 危機管理対策の強化
- 5 お客様さまとの信頼関係の強化
- 6 経営基盤の強化

1は水道事業、2は下水道事業、3~6は上下共通事業

# 1 安全で安定した水道水の供給

## 施策1-1 水道水質の向上

環境の変化

施策

良質で安定した水道水の供給

水道水質の向上

### ○ 主な取り組み事業

#### ➤ 水質管理の強化

水道水質基準に加え、本市独自の検査項目についても適合

#### ➤ 残留塩素の低減

塩素臭が気にならないよう安全性を確保しながら低減化



水質検査の様子

# 1 安全で安定した水道水の供給

## 施策1-2 止まらない水道のための施設の最適運用

環境の変化

施策

良質で安定した水道水の供給

施設能力と需要との差

施設の経年化

止まらない水道のための  
施設の最適運用

### ○ 主な取り組み事業

- 適切な資産管理の推進  
(アセットマネジメント)

PDCAサイクルにより維持管理上の情報をデータベース化し、利用することにより施設を健全化



# 1 安全で安定した水道水の供給

## 施策1-2 止まらない水道のための施設の最適運用

### ○ 主な取り組み事業

#### ➤ 配水管の更新

水道施設の資産額の約半分を占める配水管は、法定耐用年数を経過したものが多いため、計画的に配水管を更新



配水管更新工事現場

#### ➤ 主要な水道施設の改良更新

- ・ 経年化した主要施設を改良・更新
- ・ 水需要を踏まえた適正な規模へのダウンサイジングや耐震性能向上



久里浜配水池の更新

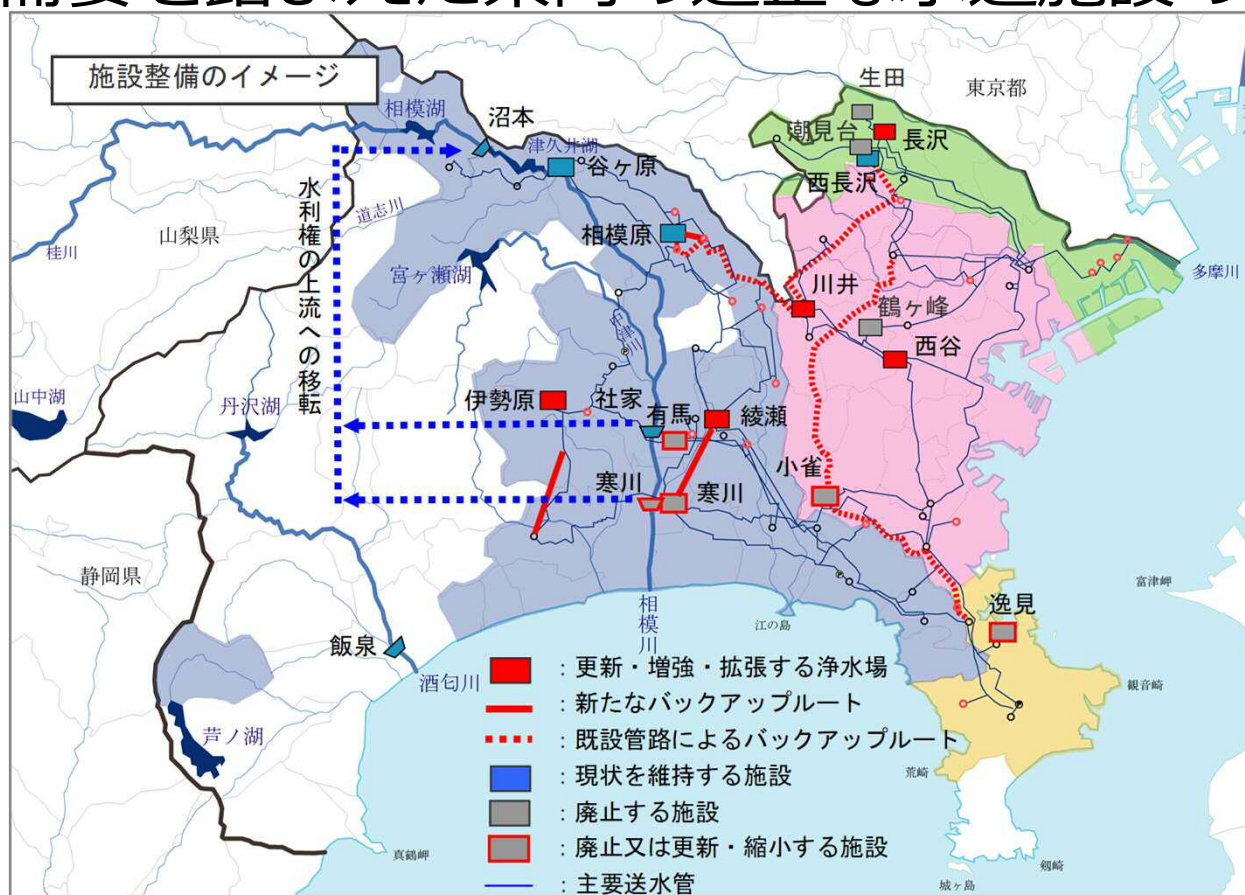


# 1 安全で安定した水道水の供給

## 施策1-2 止まらない水道のための施設の最適運用

### ➤ 水源システムの再検討

水需要を踏まえた県内の適正な水道施設の再構築



出典：神奈川県内水道事業検討委員会報告書

## 2 きれいな川や海の創出と快適な生活環境の提供

### 施策2-1 公共用水域の水質向上

環境の変化

公共用水域の水質向上

施策

公共用水域の水質向上

#### ○ 主な取り組み事業

##### ➤ 合流式下水道の改善

汚水バイパス管や雨水滞水池の建設

##### ➤ 高度処理の検討

厳格な東京湾の水質基準に対応するため、高度処理の導入を検討



高度処理導入を進める  
下町浄化センター

## 2 きれいな川や海の創出と快適な生活環境の提供 施策2-2 止まらない下水道のための施設の最適運用

環境の変化

施策

施設能力と需要との差

施設の経年化

止まらない下水道のための  
施設の最適運用

### ○ 主な取り組み事業

#### ➤ 下水道管及び施設の改築更新 ・維持管理

経年化が進んだ下水道施設に対して、適切な資産を管理する手法（アセットマネジメント）を用いた「長期・短期改築計画」による改築・修繕



破損した下水管



## 2 きれいな川や海の創出と快適な生活環境の提供 施策2-2 止まらない下水道のための施設の最適運用

### ➤ 下水道施設の統廃合

汚水量減少を踏まえた統廃合（更新時期を迎えた上町浄化センターを廃止し、下町浄化センターに統合）

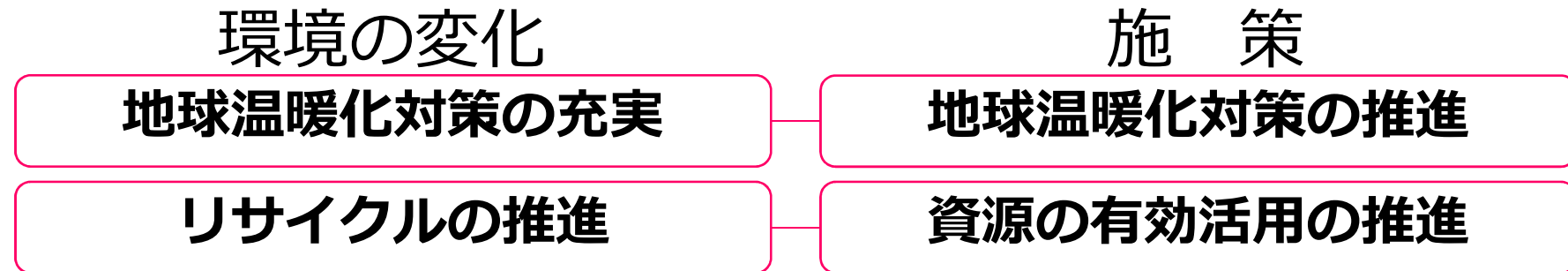


上町浄化センターから下町浄化センターへのバイパス築造工事断面図

### 3 地球環境への配慮

施策 3-1 地球温暖化対策の推進

施策 3-2 資源の有効活用の推進



#### ○ 主な取り組み事業

##### ➤ 省エネルギー対策の推進

- ・ 諸設備の効率的な運転による電力使用量の削減
- ・ ポンプ設備などの電気機械設備の更新に併せて、高効率の設備に切り替え

## 4 危機管理対策の強化

施策4-1 地震対策の推進

施策4-2 浸水対策の推進

施策4-3 危機管理体制の充実

環境の変化

施策

危機管理対策の充実

地震対策の推進

浸水対策の推進

危機管理体制の充実

### ○ 主な取り組み事業

#### ➤ 施設の耐震化

- ・ 水道事業は、配水管の更新時に耐震性能がある耐震管に更新
- ・ 下水道事業は、重要な幹線やポンプ場・浄化センターから耐震化を推進



耐震性能を持った水道管  
14

## 4 危機管理対策の強化

施策4-1 地震対策の推進

施策4-2 浸水対策の推進

施策4-3 危機管理体制の充実

### ○ 主な取り組み事業

#### ➤ 雨水整備の推進

- ・特に浸水被害の発生している地区に雨水バイパス管を整備
- ・その他の箇所は部分的な浸水解消



追浜地区雨水バイパス管

#### ➤ 危機管理対策計画・マニュアルの充実

危機管理対策の計画及び危機管理対策マニュアルは、BCP（事業継続計画）などの新しい考え方や新たな危機の要素を加えながら、継続的に見直す

## 5 お客様まとの信頼関係の強化

施策5-1 お客様まの利便性の向上

施策5-2 広報の充実

施策5-3 水道及び下水道のイメージアップ

環境の変化

施策

お客様満足度の向上

お客様まの利便性の向上

広報の充実

水道及び下水道のイメージアップ

### ○ 主な取り組み事業

➤ **水道料金・下水道使用料の支払いに関する利便性向上**  
お客様まが実感できる利便性の向上について検討

➤ **お客様まへの対応の向上**

お客様まとのコミュニケーションの充実、お客様まからのご意見の共有・活用によりイメージアップ図る



## 6 経営基盤の強化

### 施策 6-1 財政健全化の推進

環境の変化

施策

財政の悪化

財政健全化の推進

#### ○ 主な取り組み事業

##### ➤ 水道料金及び下水道使用料の適正化

適正な料金水準のほか、料金体系（基本水量、逓増度）のあり方について検討

##### ➤ 独立採算の向上

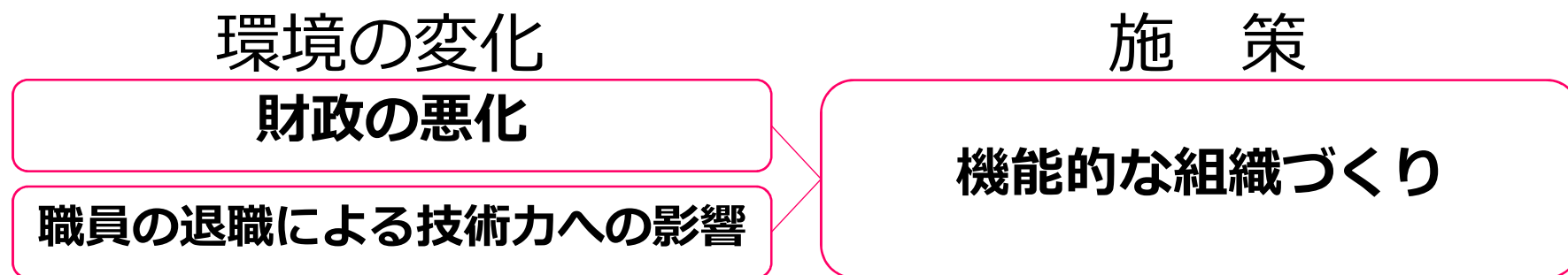
適正な一般会計繰入水準への見直し

##### ➤ 投資の平準化

財政見通しを勘案した投資の平準化

# 6 経営基盤の強化

## 施策 6-2 機能的な組織づくり



### ○ 主な取り組み事業

#### ➤ 業務の再整理の推進

- ・ 業務を職員が継承すべき業務（**コア業務**）
- ・ 外部化できるが上下水道局の関与がある業務（**準コア業務**）
- ・ 外部化できる業務（**ノンコア業務**）
- ・ **準コア業務**及び**ノンコア業務**は官民連携の促進及び検討

#### ➤ 人材育成の推進

各レベルの研修実施や業務のマニュアル化

## 6 経営基盤の強化

### 施策 6-3 広域化・広域連携の推進

環境の変化

財政の悪化

施策

広域化・広域連携の推進

#### ○ 主な取り組み事業

##### ➤ 水道施設の共通化、広域化

神奈川県内の5つの事業者による浄水場の統廃合などの検討

##### ➤ 水質事項対応の強化と水質のさらなる改善

神奈川県内5つの事業者による広域水質管理センターの設置



広域水質管理センターがある  
社家取水施設管理棟

## 6 経営基盤の強化

### 施策 6-4 工事・維持管理コストの削減

環境の変化

財政の悪化

施策

工事・維持管理コストの削減

#### ○ 主な取り組み事業

##### ➤ 工事コストの縮減

- ・ 計画から施工までの各段階の最適化を図る
- ・ 道路管理者や電気・ガス事業者との情報共有によるコスト削減

##### ➤ 維持管理コストの縮減

維持管理の高度化やデータベース化、施設の長寿命化するための計画の促進により、コスト削減